

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 31 年4月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国 民 年 金 関 係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800372号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900004号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年*月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで8回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いない。

オンライン記録に頼らない精査を行い、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、i) オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、国民年金保険料を納付(コンビニエンスストアでの納付は、平成16

年2月開始) することはできないこと、iv) 請求期間は合計で*か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで8回通知されている。

今回、請求者は、これまでと同様、請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めてきたことは間違いないとして、9回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料の納付に関して新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800394号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900005号

第1 結論

昭和56年4月から昭和60年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年4月から昭和60年6月まで

私は、時期は覚えていないが、A市役所又は最寄りの出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。私が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が「昭和56年4月1日」と記載されており、私は国民年金保険料を納付するために国民年金に加入したので、請求期間の保険料を納付しなかったとは考えられない。

請求期間の保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、A市が作成した請求者に係る「国民年金被保険者名簿索引票」に、「国民年金手帳の記号番号: *」、「昭和62年度・新規加入・24次」(4月の第1週を1次として、24次は第24週目で昭和62年9月6日の週)と記載されている上、オンライン記録では、請求者の国民年金被保険者資格は、昭和56年4月1日を取得日として昭和62年9月14日に入力処理されていることから、当該処理日時点までは請求期間は未加入期間であることが確認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号以外、別の国民年金番号が請求者に対して払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、これまで交付された年金手帳は1冊のみであり、国民年金の加入手続きを行ったときに交付されたものだと思うとしてオレンジ色の年金手帳を提出しているが、当該手帳には、上記国民年金番号が記載されている上、「国民年金の記録」の「被保険者の種別」欄には「3号A・3号B」との表記があることから、この様式の年金手帳は、昭和61年4月以降に全国的に使用されたものである。

以上のことから、請求者は、昭和62年9月に初めて国民年金の加入手続きを行ったと推認で

きるところ、当該加入手続時点において請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、オンライン記録によると、請求者は当該時点において、保険料を遡って納付することが可能である昭和 60 年 7 月からの保険料を納付していることが確認できる。

加えて、請求者は、年金手帳の「初めて国民年金の被保険者となった日」が「昭和 56 年 4 月 1 日」と記載されていることを理由に、昭和 56 年 4 月から国民年金保険料を納付した旨主張しているが、この年月日欄には、加入手続時に、過去において強制加入被保険者として加入すべき期間があったことが判明した場合は、資格取得年月日が当該強制加入期間の始期まで遡って記載されることから、同欄の年月日は、必ずしも国民年金の加入手続時期や国民年金保険料を納付した期間の始期を示すものではない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。